

（質問 1）

今回の取り組みにつきましては、主に無資格者層からの介護人材確保を目的とされた内容という認識でよろしいでしょうか。

（回答 1）

事業の趣旨として、無資格者層（介護業務に接する機会がない高齢者や子育てがひと段落した女性等の地域住民）からの人材確保を主たる目的としていますが、有資格者（資格取得見込者・潜在的有資格者）からの参加を制限するものではありません。

（質問 2）

今回の事業につきましては、介護事業所がスポットワークサービスを利用する際の手数料について、県の予算により補助を行う内容と認識しております。本事業の対象は、兵庫県内の全介護事業所（兵庫県の指導対象事業所）が含まれるという理解でよろしいでしょうか。

（回答 2）

本事業は、スポットワーク利用手数料に限らず、テキスト購入費・資料作成費・広告掲載料・募集チラシ作成費なども補助対象とした事業です。

また、対象事業所は県内に所在する全ての介護事業所となります。